平成30年12月3日
第３回武蔵野市地域包括ケア推進協議会
資料１

中町３丁目国有地を活用した
小規模特別養護老人ホーム等整備・運営法人の
公募について

武蔵野市健康福祉部高齢者支援課

※本資料は、平成30年７月17日（火）に中央コミュニティセンターにおいて開催した「近隣住民向け説明会」で使用した資料に基づき作成しています。

目　次

１　本市の高齢者福祉施策の現状と
今後に向けた取組み

２　公募の内容

３　開設までのスケジュール

４　その他

1　武蔵野市の高齢者人口の推移

●高齢化率22.1%、後期高齢化率11.5%（2017年10月）ですが、今後、10年以内に団塊の世代が75歳を迎え、2025年に高齢化率22.7%、後期高齢化率13.3%となる見込みです。

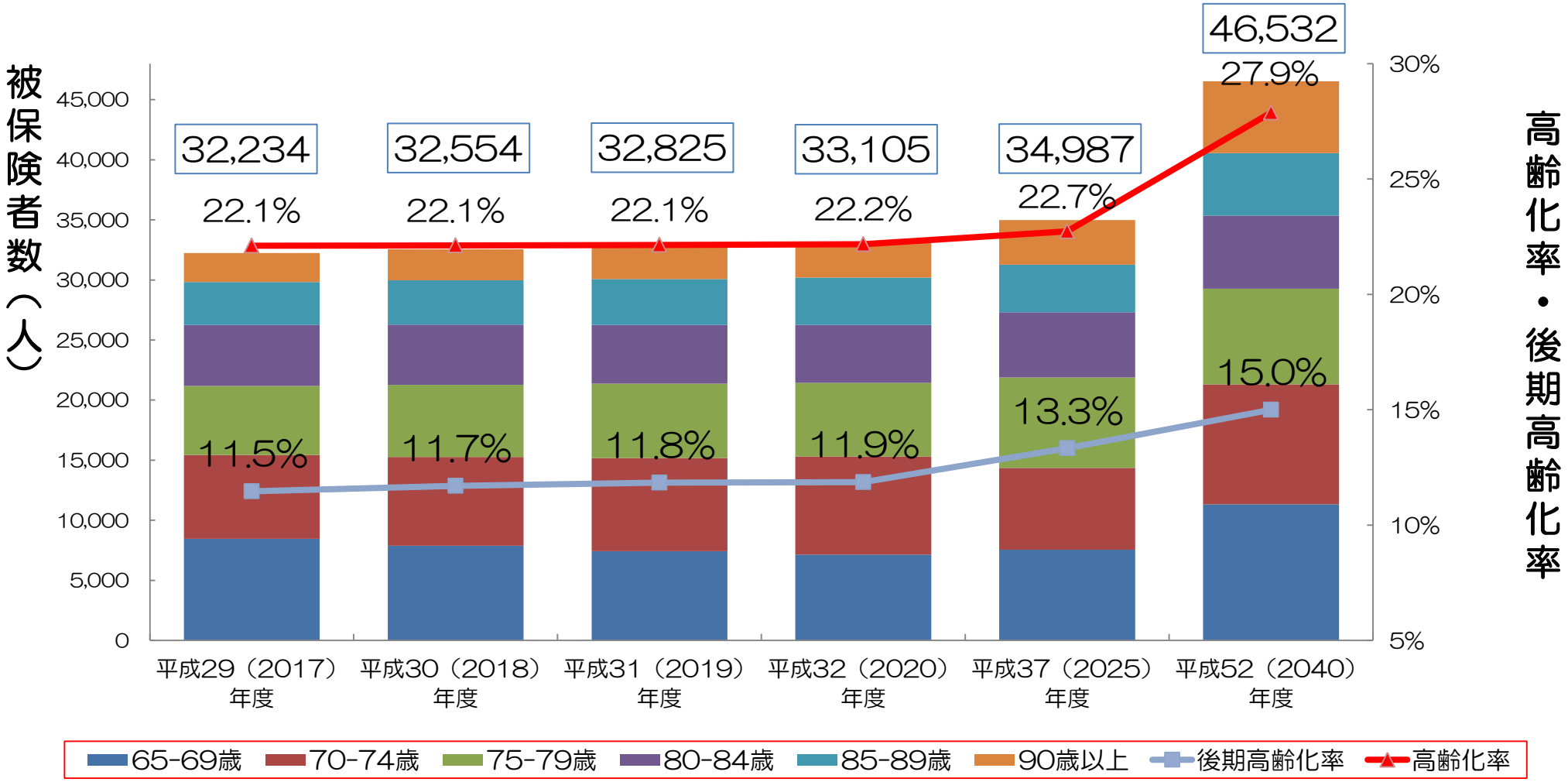

1　実態調査の結果①

図表１
どのような状態になったら施設入所を希望すると思うか

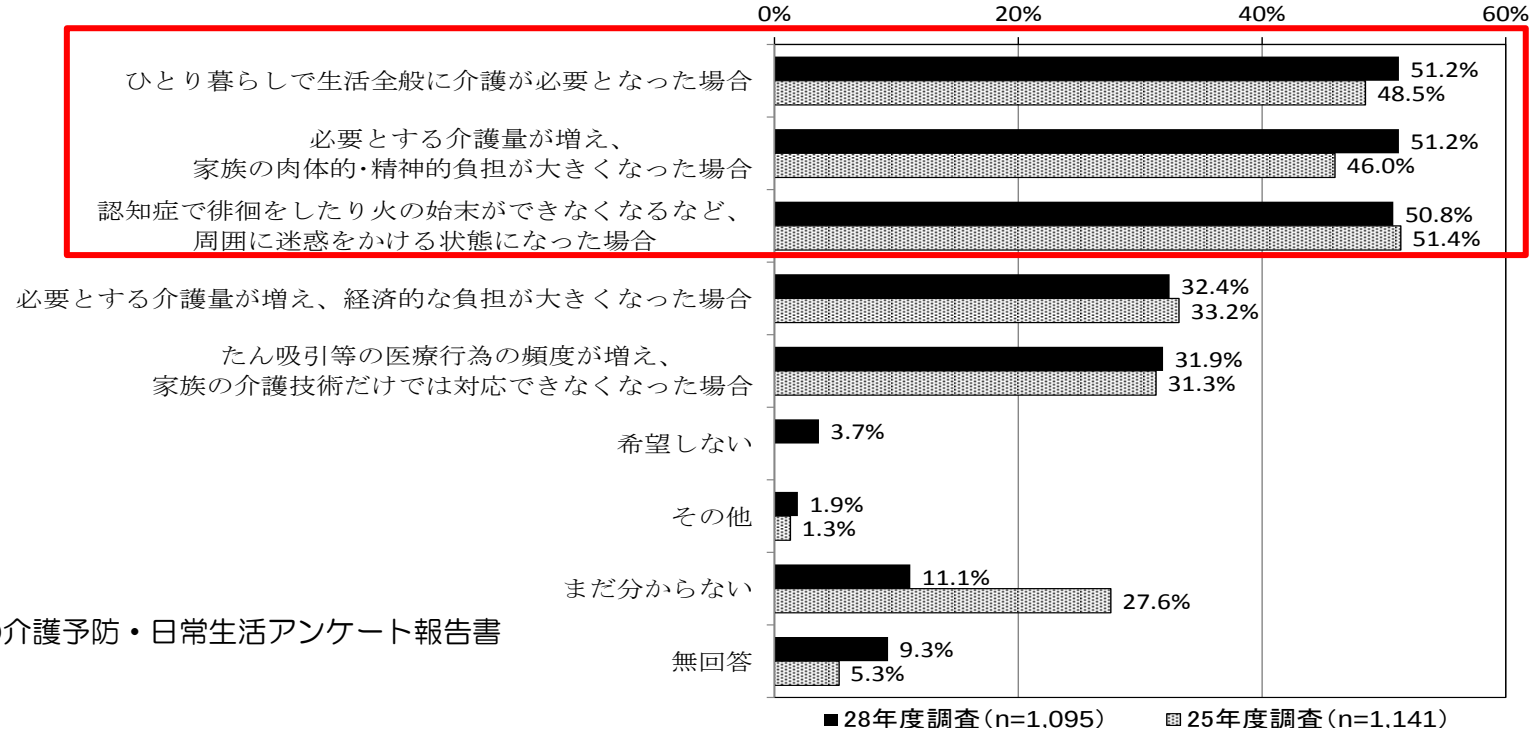

出典：高齢者の介護予防・日常生活アンケート報告書

図表２
主な介護者が「在宅生活の継続は難しい」と判断した理由

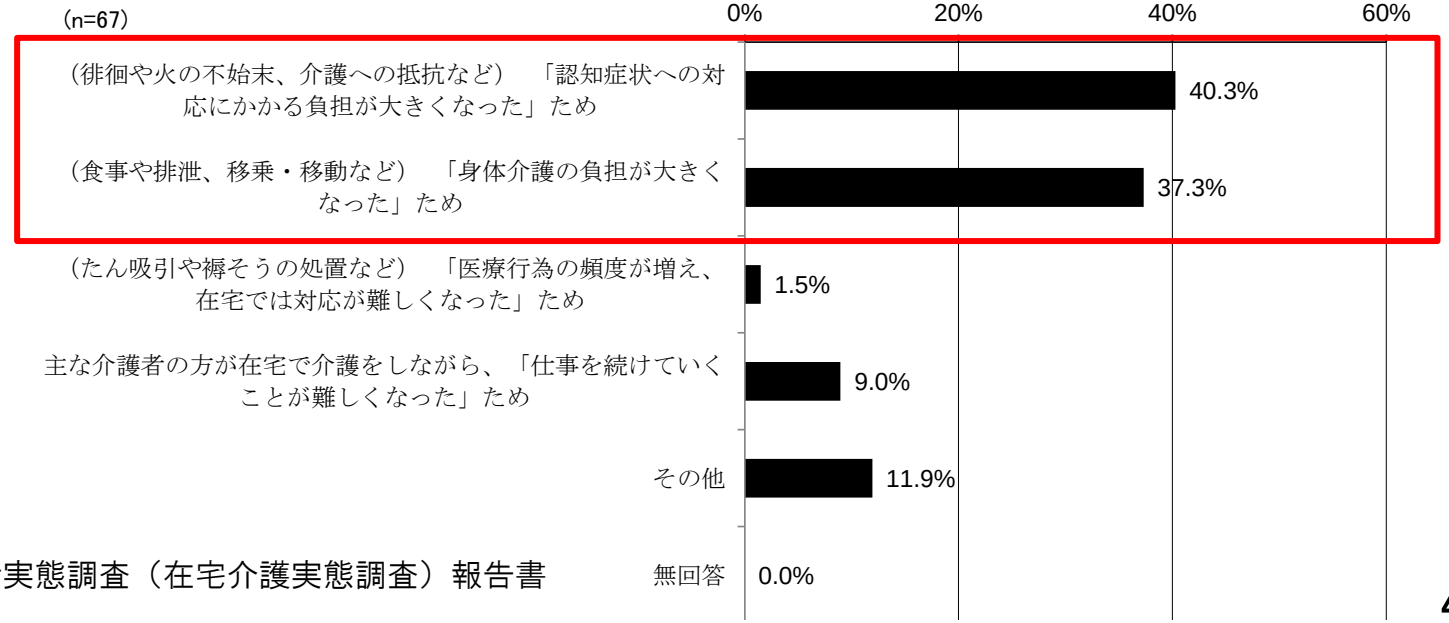

出典：要介護高齢者・家族等介護者実態調査（在宅介護実態調査）報告書

1　実態調査の結果②

●武蔵野市はこれまでも施設整備を進めてきましたが、地価の高さ、市域面積の狭さ等から、今後は従来のような大規模な土地の確保は容易ではなく、従来型の介護施設を整備していくのは困難な状況です。

図表３　特別養護老人ホームの入所者数及び入所希望者の推移

年度	入所者（人）	入所希望者（人）
平成24年度	611	
平成25年度	593	478
平成26年度	601	
平成27年度	601	
平成28年度	620	284

１　市の計画上の位置づけ

●誰もが住み慣れた地域で生活できるまちづくりを着実に進め、「武蔵野市におけるまちぐるみの支え合いの基盤」をつくっていきます。

●平成30年４月からスタートした「武蔵野市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画」では、中・重度の要介護者を支える施策として「用地確保が困難な都市部における新たなスキームを活用した地域密着型の特別養護老人ホーム等の整備」を掲げています。

図表４　2025年に向けて武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”

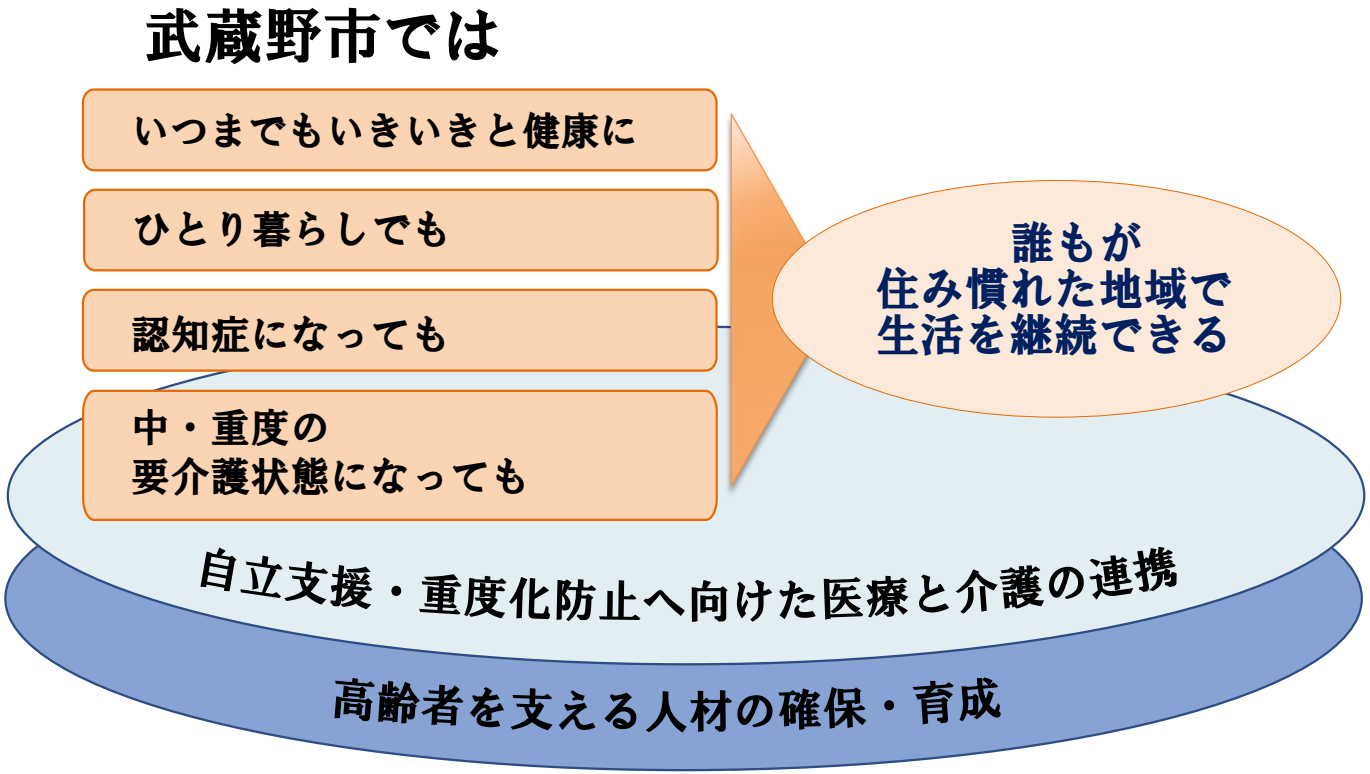

２　公募内容①（概要）

●市では計画に基づき、一定の施設ニーズに対応する方策として国有地を活用した、地域密着型特別養護老人ホーム等を整備・開設する事業者を募集します。

１　公募施設

（１）地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型：定員29人以下、サテライト型含む）
（２）小規模多機能型居宅介護事業所

２　応募資格

特別養護老人ホーム（地域密着型含む）の運営実績が１年以上ある社会福祉法人であること。（財務状況及びその他の要件あり）

３　整備予定地

土地の所在地　武蔵野市中町３－1708－１外１筆（地番）
　　武蔵野市中町３－23－５（住居表示）
敷地面積　1480.77㎡

４　貸付条件等

事業者は国と定期借地権の設定を目的とする土地賃貸借契約を締結します。

2　公募内容②（案内図）

整備予定地：武蔵野市中町３－23－５（住居表示）

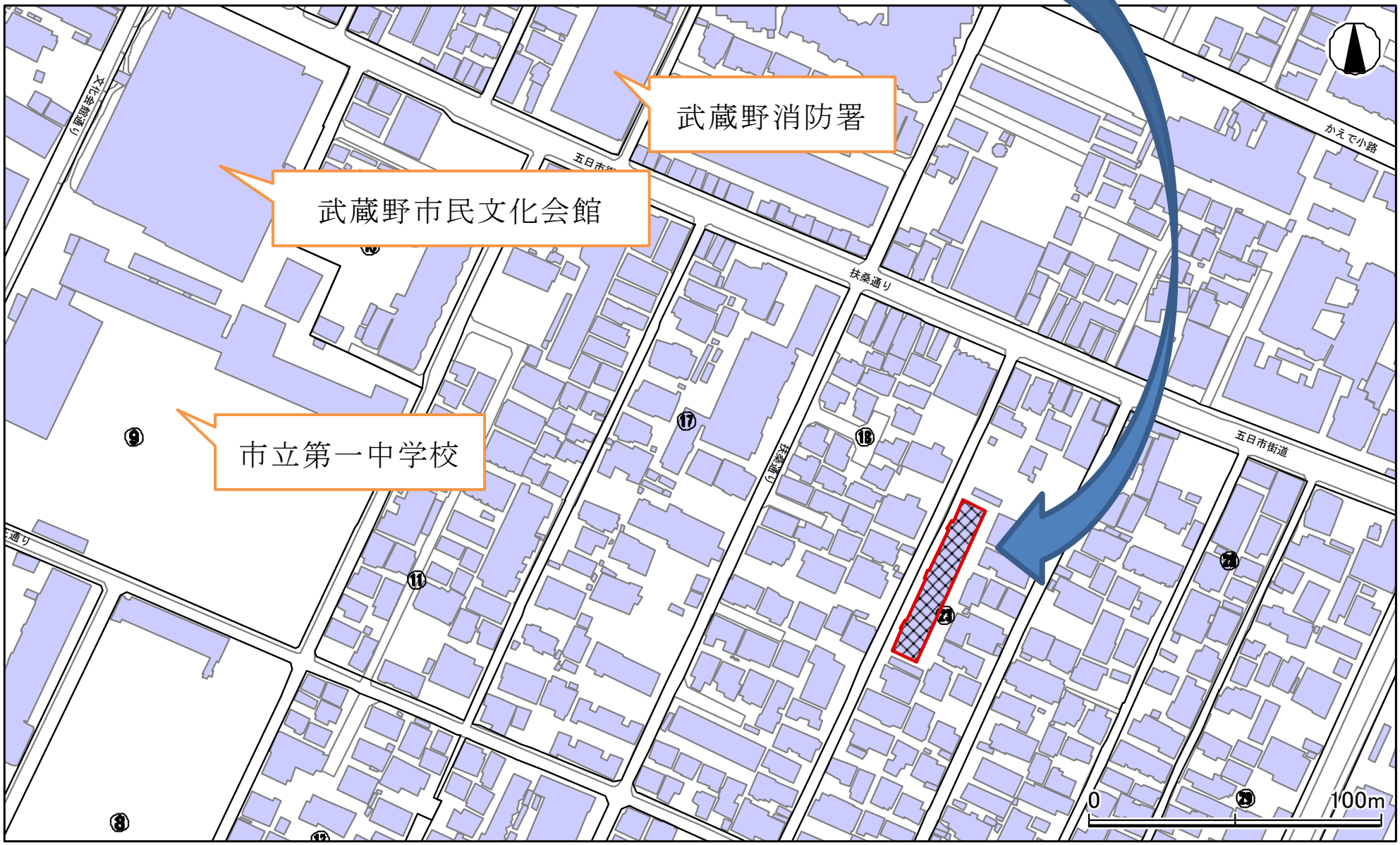

２　公募内容③（提供するサービスの紹介）

地域密着型特別養護老人ホームとは

少人数の特別養護老人ホームの入所者に対するサービスです。
定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

対象者は、要介護３以上の認定を受けた方です。（要介護１、２の方でも特例的に入所が認められる場合があります）

小規模多機能型居宅介護とは

通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。

対象者は、要介護１以上の認定を受けた方です。

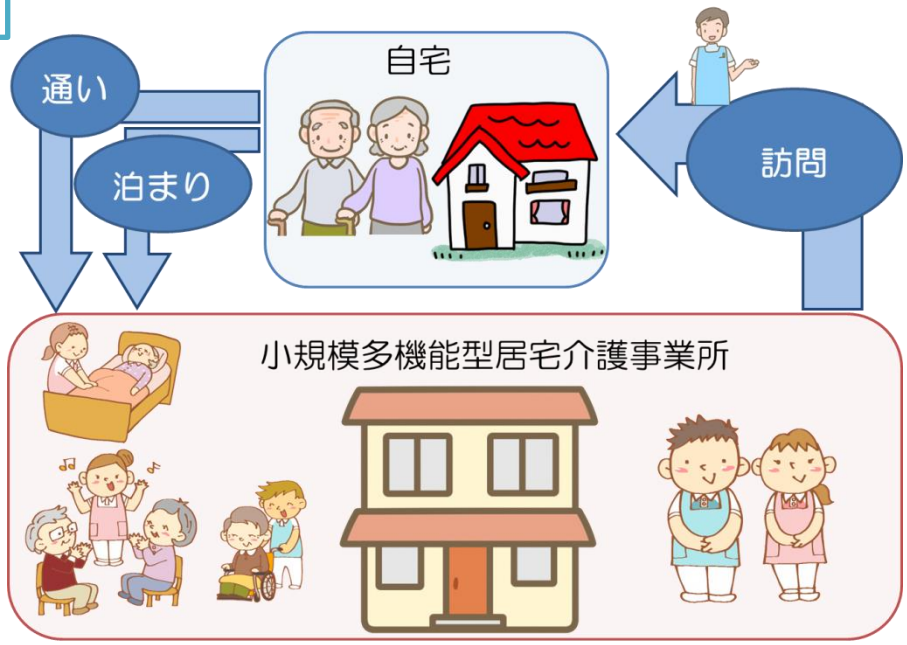

３　スケジュール（予定）

時　期		内　容
平成30（2018）年度	７月１日	公募要項発表（市報・HP）
	８月１日	事業者説明会
	９月３日～９月14日	応募申込書受付期間
	12月	審査（書類審査・プレゼンテーションなど）
	１月	【市】事業者選定
	２月	【国】事業者決定
平成31（2019）年度	秋頃	国と法人が定期借地権設定契約締結
		工事着工
平成32（2020）年度	末頃	施設開設

※既存建物は、国（関東財務局）において平成31（2019）年秋頃までに解体を行う予定です。

４ その他

新施設建設に関する工事について

●新施設の建設は整備・運営事業者が行うこととなりますが、工事開始に先立ち、安全面や騒音について最善の注意を払うよう当該事業者を指導してまいります。

●整備・運営事業者が決定しましたら、同事業者による説明会を改めて実施し、具体的な施設整備についてお知らせする予定です。

新施設開設後について

●適切な施設運営を維持し、また近隣の皆さまと良好な関係を構築するよう、施設開設後についても、市が事業者を指導してまいります。